

いいね!

2020/5/25

かつ子リポート「直送便」

市議員の活動は多種多様。その現場の「今」をお伝えし、社会の未来を皆様と共有する新・新聞に挑戦! 選挙のための政治にストップ!

事務連絡

発行元:
興石且子 政務活動事務所
横浜市栄区桂町325-1-103B
TEL: 045-443-8166
FAX: 045-443-8167
koshiishijimusho@gmail.com

#017

区民の(栄区版) タクシーと食のマッチング



区民のみなさまと集めた情報をまとめていただきました! これからも募集していきます

コロナの影響で栄区の飲食業の皆様も厳しい状況に置かれています。自粛を求められ、閉店しても開店しても大変な中ですべての店舗がそれぞれの工夫で頑張ってくれています。テイクアウトもその工夫のひとつです。

また、区の8割を住宅街が占める栄区では、高齢化のさらなる進行により人々の移動が限定的となり、タクシー利用者も少なくなっているタクシー業界は厳しさを増しています。地下鉄などの公共交通整備が希薄な栄区にとっては、この二つの仕事は衰退しないように支えることは重要だと考えます。

栄区には社会の流れを受け入れていち早く運転免許証を返納していただく高齢者も多く、そうした皆さまからは、このコロナ自粛に際して、美味しくオシャレな外食を愉しむことの一層の難しさを伺い、あの愉しみを自宅でも味わえるような工夫がないものかといったお言葉も聴きました。

そんな中、国土交通省の対策として、飲食店の食料品をタクシーで配送することができの特例措置が始まりました。報道などで他の自治体での新しいタクシー事業をご覧になった方もいらっしゃると思います。

栄区では多くの配食サービスボランティアさんも活躍していらっしゃる、そうした皆様とも心を寄せ合い協力しあって、栄区らしい仕組みを作るお手伝いをしたいと思います。

コロナ後も継続することで、来るべき新時代を元気に生きる活力になりますように、いまこそ知恵を絞りたくよろしくお願いいたします。

～オンライン開催も計画中!～

毎月11日は
さかえ横浜会議の日!

コロナ禍を乗り越えるために

祈りと感謝▶世界中から届くコロナ関連の映像を見るにつけ心が痛みます。世界に比較すれば少ないながら日本でも800人以上の方がお亡くなりになっています。すべての方のご冥福と、今なおウィルスと戦っている患者の方々の一刻も早い回復をお祈りし、また最前線で関わられている医療従事者の皆様に心からの感謝を申し上げます。

暮らし・経済不安のご相談(裏面参照)▶自粛により暮らしが受ける影響は計り知れません。国・県・市が提示している様々な支援策を駆使して相談を受け付けています。

子供たちの学び方▶一人一台のPCなどオンライン教育の整備を前倒して進めています。一人づつアカウントを持つことの有用性を訴えています。

横浜市議員・自民党員

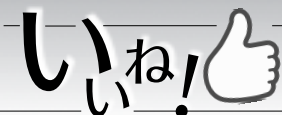
こしいしかつ子

かつ子リポート



—選挙のための政治はSTOP!! 本質を求めて粘り強く—





新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策まとめ

2020年5月8日時点 ※助成金や給付金の情報は、日々更新・追加されます。各お問合せ先に詳細をご確認くださいようお願いいたします。

個人が申請	給付 (うけとる)	すべての国民を支援するために	特別定額給付金	一律1人10万円を給付	総務省コールセンター 0120-260020 (受付時間 9:00～18:30/全日)
		離職・減収で住居を失ったまたは失うおそれがある	住居確保給付金 (対象拡大)	家賃実費支給(世帯人数や月収により上限あり) 支給期間:原則3か月 ※申請時のハローワークへの求職申込が不要(4月30日～)	各区役所の生活支援課へ
		子育て世帯への支援	児童手当受給世帯への臨時特別給付金 (申請不要)	給付額:児童1人につき1万円 給付方法:児童手当に上乗せして給付	横浜市 こども青少年こども家庭課 (手当給付係) 045-671-3622 (受付時間 9:00～17:00/土日祝日を除く)
	貸付 (かりる)	休業・減収で緊急に生活費が必要	緊急小口資金 (特例貸付)	貸付上限:10万円(特例の場合20万円) 返済据置:1年 償還期間:2年以内	厚生労働省 個人向け緊急小口資金 総合支援資金相談コールセンター 0120-46-1999 (受付時間 9:00～21:00/全日)
		失業・減収で日常生活が維持できない	総合支援資金 (特例貸付)	貸付上限:複数世帯 月20万円、単身世帯 月15万円 貸付期間:原則3ヵ月以内 返済据置:1年 償還期間:10年以内	
	相談	学費等支援が必要になった学生	授業料・入学金の免除・減額等		日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301 (受付時間 9:00～20:00/土日祝日を除く)
		住宅ローンが支払えない	金融庁は3月6日、銀行等に対し返済猶予などに迅速・柔軟な対応をするように要請		各取引金融機関または 金融庁相談ダイヤル 0120-156-811 (受付時間 10:00～17:00/土日祝日を除く)
		市民税・固定資産税 国民健康保険や 介護保険料が支払えない	各役所にて新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難になった方のご相談を受け付けております。また、徴収猶予の「特例制度」(案)＜無担保・延滞なし＞を出しております。国民健康保険料、介護保険料、市営住宅使用料、後期高齢者医療保険料、保育所利用料などについては、支払猶予に加え減免になる場合がございます。各区役所にてご相談を受け付けております。		各区役所の 税務課収納担当 各区役所の 保険年金課係へ
		傷病手当金の支給	国民健康保険の加入者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより会社等を休み、事業主から十分な給与等が受けられない場合に支給されます。		各区役所の 保険年金課係へ

自民党横浜市議員団・無所属の会NEWS 新型コロナウイルス感染症対策支援特集版より抜粋

法人・事業主が申請	給付 (うけとる)	コロナの影響で売上が半減した	持続化給付金	前年同月比50%以上売上減の方 給付額:法人200万円以内、個人事業100万円以内 ※ただし売上の減少分を超えないものとする	経済産業省 中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183 (受付時間 9:00～17:00/全日)
		従業員を一時的に休業させたい	雇用調整助成金 (コロナ特例)	助成額:労働者1人1日につき8,330円上限 助成率:大企業4/5・中小企業9/10 ※解雇等を行う場合は、大企業2/3・中小企業4/5 緊急対応期間:2020年4月1日～6月30日まで	厚生労働省 学校等休業助成金・支援金 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 (受付時間 9:00～21:00/全日)
		こどもがいる従業員のために	小学校休業等対応助成金 (休暇取得支援)	臨時休業等で労働者が有給休暇取得の場合 労働者1人1日につき8,330円を上限に 賃金相当額を助成	
		こどもがいるフリーランスのために	小学校休業等対応支援金 (フリーランス向け)	令和2年2月27日～6月30日までの間において 就業できなかった日について1日につき4,100円(定額)を助成。(申請期限9月30日まで)	
		県の休業等の要請を受けて、要請期間中に休業または営業時間の短縮を行った	神奈川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金	給付額:最大30万円(1事業者あたり) 申請期限:2020年6月1日まで	神奈川県 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 045-285-0536 または050-1744-5875 (受付時間 9:00～21:00/土日祝日を除く)
		商店街の現状にあったコロナ対策をしたい	商店街等活動支援	衛生用品等の購入・テイクアウト及びデリバリー事業等に 10万円×加盟店舗数の一時金を商店街等に交付 受付:5月～/交付開始時期:6月より順次開始	横浜市経済局商業振興課 045-671-3488 (受付時間 9:00～17:00/土日祝日を除く)
	貸付 (かりる)	小規模事業者のために	小規模事業者等支援	「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」で500万円以下の融資を受けた企業に10万円交付	横浜市経済局経営・創業支援課 045-671-4236 (受付時間 9:00～17:00/土日祝日を除く)
		創業1年未満の企業	スタートアップ支援	IoT・ライフィノベーション分野等のスタートアップ企業のうち 創業1年以内の企業 10万円交付	横浜市経済局新産業創造課 045-671-3488 (受付時間 9:00～17:00/土日祝日を除く)
		資金繰りのための融資を受けたい	無利子無担保融資 (新型コロナウイルス感染症特別貸付)	前年又は前々年の同月比5%以上売上減の方 別枠融資限度額6,000万円(事業により異なる) ●据え置き最大5年 ●償還期間:20年以内(設備投資)/15年以内(設備資金)	日本政策金融公庫・事業資金 相談ダイヤル 平日:0120-154-505 土日・祝日:0120-112-476 0120-327-790 (受付時間:9:00～17:00)
			危機関連保証	100%保証(前年同月比15%以上売上減) ※セーフティネット保証4号・5号との併用可	神奈川県信用保証協会 045-681-7178 横浜市(鶴見区を除く) 044-222-7811 鶴見区 (受付時間 9:00～17:15/平日) 045-681-7174 (受付時間 9:00～17:00/土日祝)
	相談	法人税や消費税などの納税が難しい	セーフティネット保証 4号(突発災害)・5号(業況悪化)	4号:100%保証(前年同月比20%以上売上減) 5号:80%保証(前年同月比5%以上売上減)	横浜市信用保証協会 (平日)各地域の支所または企業支援課 045-662-6623 (受付時間 9:00～17:00/平日) (土日祝日/相談窓口045-662-6623)
			収入が減少(前年度同月比20%以上売上減)した事業者は、無担保かつ延滞税なしで納税を1年猶予、固定資産税の軽減措置など		各地域の税務署 事務連絡